

R07-21000-00456

令和7年10月1日

長崎県知事 大石 賢吾 様

長崎県監査委員 下 田 芳 之

同 礪 山 祐 実

同 松 本 洋 介

同 坂 本 浩

(公 印 省 略)

令和6年度決算に基づく長崎県財政健全化判断比率及び
資金不足比率に係る審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された健全化判断比率とその算定基礎事項を記載した書類、同法第22条第1項の規定により審査に付された資金不足比率とその算定基礎事項を記載した書類について、その審査を終了したので、別紙のとおり意見書を提出します。

令和 6 年 度

長崎県財政健全化判断比率及び
資金不足比率に係る審査意見書

長 崎 県 監 査 委 員

令和6年度長崎県財政健全化判断比率 及び資金不足比率に係る審査意見書

令和6年度決算に基づく長崎県財政健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査を次のとおり実施した。

第1 審査の基準

長崎県監査基準に準拠して実施

第2 審査の種類

健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）

第3 審査の対象

令和6年度長崎県一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び各公営企業会計の決算に基づき会計毎に算定した資金不足比率

第4 審査の着眼点

健全化判断比率等及びそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか。

第5 審査の実施内容

健全化判断比率等及びそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係職員に説明を求めるなどして、審査した。

第6 審査の結果

1 総括意見

審査に付された健全化判断比率等及びそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、また、資金不足比率についても、資金不足が発生しておらず、良好である。

しかしながら、本県は、県税などの自主財源に乏しく、歳入の多くを地方交付税や国庫支出金に依存せざるを得ない財政構造であり、今後、県債の償還にかかる公債費の増加が見込まれるなど、財政状況はさらに厳しさを増していくことが考えられる。

このため、今後の行財政運営にあたっては、「長崎県行財政運営プラン2025」を着実に実施することにより、歳入・歳出両面からの収支の改善に力を注ぐとともに、より一層の事業の重点化を図るなど、健全な財政運営に努められたい。

2 健全化判断比率等の状況

(1) 健全化判断比率

健全化判断比率名	令和 6年度	令和 5年度	増 減 (ポイント)	早期健全化 基準	財政再生 基準
①実質赤字比率	—	—	—	3.75%	5%
②連結実質赤字比率	—	—	—	8.75%	15%
③実質公債費比率	11.3%	10.6%	0.7	25%	35%
④将来負担比率	172.5%	175.8%	△3.3	400%	

※「—」：実質収支が黒字であるため、比率が発生していない。

(2) 資金不足比率

会 計 名	令和 6年度	令和 5年度	増減 (ポイント)	経営健全化基準
交通事業会計	—	—	—	20%
流域下水道事業会計	—	—	—	
長崎魚市場特別会計	—	—	—	
港湾施設整備特別会計	—	—	—	

※「—」：資金不足がないため、比率が発生していない。

3 是正改善を要する事項

指摘すべき事項はない。

【指標等の解説】

○健全化判断比率

①実質赤字比率

地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの

②連結実質赤字比率

交通事業会計や流域下水道事業会計などを含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したもの

③実質公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの

④将来負担比率

地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの

○資金不足比率

交通事業会計や流域下水道事業会計など公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの

○早期健全化基準

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、「財政健全化計画」を定めることとされている。

○財政再生基準

再生判断比率（健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた３つの指標）のいずれかが財政再生基準以上である場合には、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに、「財政再生計画」を定めることとされている。また、財政再生計画について総務大臣の同意を得なければ、災害復旧事業等を除き地方債の起債ができない。

○経営健全化基準

資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めることとされている。